

静岡県選挙管理委員会告示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月10日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,165人